

令和5年6月30日

保護者の皆様

瀬戸市立陶原小学校

校長 加藤 淳

インフルエンザに係る治癒証明書について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では瀬戸旭医師会・瀬戸市教育委員会の指導の下、インフルエンザに罹患した児童については、症状回復後に必ず医療機関を受診し、医療機関より発行された治癒証明書を提出後に登校することになっていました。

このたび、本件について瀬戸旭医師会・瀬戸市教育委員会が中心となって再検討し、

令和5年7月1日より当該児童が登校を再開する際に、治癒証明書を必要としない

こととなりました。但し、出席停止期間（下記参照）については、診断時に主治医に必ず確認していただくとともに、今まで通り医療機関での再診を推奨します。

急な変更となり大変申し訳ありませんが、適切に対応いただきますようご理解・ご協力お願いいたします。

◆ インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※日数の取扱いは発症及び解熱した翌日から起算。

発症（発熱が始まった日）及び解熱した日は含まない。

（例）・発症が日曜日の場合 月～金曜日不可、土曜日より登校可

・解熱が火曜日の場合 水・木曜日不可、金曜日より登校可

服薬終了日（朝、服薬が終わる日も含む）まで登校は不可